

沖縄県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業実施要領

第1 事業目的

この事業は、利用者の利便性に配慮した肝炎ウイルス検査（以下「本検査」という。）を実施することにより、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、相談や啓発及び陽性者のフォローアップにより早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 事業内容

1 肝炎ウイルス検査

(1) 対象者

本検査の受検を希望する者とする。

(2) 検査費用の免除

本検査に係る費用は、下記に掲げるアからウに該当しない者及び再検査の必要性のある者に限りこれを免除するものとする。

ア 過去に本検査を受けたことがある者。

イ 医療保険各法その他の法令に基づく保健事業等のサービスを受ける際に、併せて当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けた者又は当該検査を受けることを予定している者。

ウ 健康増進事業の対象者（結果的に当該肝炎ウイルス検査に相当する検査を受けられなかった者を除く）

(3) 検査の実施等

本検査において実施する項目は、以下のとおりとする。

ア HBs 抗原検査

凝集法等による定性的な判断のできる検査方法を用いること。

イ HCV 抗体検査

HCV 抗体検査として体外診断用医薬品の承認を受けた測定範囲が広く、高力価群、中力価群及び低力価群に適切に分類することのできる HCV 抗体測定系を用いること。

ウ HCV 核酸増幅検査

HCV 抗体検査により、中力価及び低力価とされた検体に対して行うこと。
なお、肝炎ウイルス検査の結果の判定については、別紙により行うこととする。

2 B型及びC型肝炎ウイルスに関する相談事業

3 陽性者フォローアップ事業

(1) 陽性者のフォローアップ

ア 実施方法

(ア) 同意の確認について

県保健所はフォローアップの対象者を把握した場合は、本事業の内容を説明し、フォローアップの参加同意書（様式1）または、肝炎ウイルス検査費用請求書（様式3）の提出により同意とすることができる。

(イ) フォローアップの実施

県保健所は、対象者に対し、年1回調査票（様式2）を送付する等により、医療機関の受診状況や診療状況を確認し、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診勧奨する。

イ 対象者

以下のいずれかに該当する者。

(ア) 第2の1により「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者

(イ) 第2の3(2)「検査費用の助成」により把握した者。

(ウ) その他、市町村や医療機関などからの情報提供等により把握した陽性者

なお、フォローアップの対象者を市町村等へ情報提供することにより、市町村が実施する健康増進事業における陽性者フォローアップの対象とすることができる。

(2) 検査費用の助成

ア 実施方法

(ア) 対象者が保険医療機関（健康保険法（大正11年法律第70号）に規定する保健医療機関をいう。）において初回精密検査又は定期検査を受診し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けた場合、対象者が負担した費用を交付する。

(イ) 前項の金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し、保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、イの(イ)に該当する者については、1回につき、次のaに規定する額からbに規定する額を控除した額とする。

a 医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

b 別表に定める自己負担限度額

この際、別表甲または乙に該当するかについては、本要領の第2、3、(2)、オ、(イ)、eにより申請者から提出された課税証明書等により確認するものとする。なお、別表に該当しない場合、又は当該控除した額が零以下となる場合には、助成は行わない。

イ 対象者

(ア) 初回精密検査

以下の全ての要件に該当する者。

- a 沖縄県内に住所を有する者
- b 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- c 1年以内に特定感染症検査事業の肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者
- d (1)の陽性者のフォローアップに同意している者
なお、市町村が行う健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とすることができる。

(イ) 定期検査

以下の全ての要件に該当する者。

- a 沖縄県内に住所を有する者
- b 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者
- c 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者（治療後の経過観察を含む）
- d 住民税非課税世帯に属する者又は世帯全員の市町村民税（所得割）課税年額が235,000円未満の世帯に属する者
- e (1)の陽性者のフォローアップに同意している者
なお、市町村が行う健康増進事業における陽性者フォローアップに同意している者も対象とすることができる。
- f 沖縄県肝炎治療促進事業の受給者証の交付を受けていない者

ウ 助成対象費用

(ア) 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として知事が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。

- a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）
- b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）
- c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT）
- d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）

- e 肝炎ウイルス関連検査（HBe 抗原、HBe 抗体、HCV 血清群別判定、HBV ジェノタイプ判定等）
- f 微生物核酸同定・定量検査（HBV 核酸定量、HCV 核酸定量）
- g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

(イ) 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び上記の検査に関連する費用として知事が認めた費用。ただし医師が真に必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えて CT 撮影又は MRI 撮影を対象とすることができる。

また、いずれの場合も造影剤を使用した場合の加算等の関連する費用も対象とする。

エ 助成回数

(ア) 初回精密検査は 1 回

(イ) 定期検査は 1 年度 2 回（アの検査を含む）

オ 検査費用の助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は下記に掲げる書類を添えて、居住地を管轄する保健所長を経由して知事に申請するものとする。

(ア) 初回精密検査

- a 肝炎検査費用請求書（様式 3）
- b 医療機関の領収書
- c 診療明細書
- d 肝炎ウイルス検査の結果通知書等

(イ) 定期検査

- a 肝炎検査費用請求書（様式 3）
- b 医療機関の領収書
- c 診療明細書
- d 申請者が属する住民票上のすべての構成員（以下、世帯構成員）の住民票の写し
- e 世帯構成員の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による市町村民税の課税年額を証明する書類
- f 医師の診断書（様式 4）

ただし、以前に定期検査費用の支払いを受けた者（慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった者は除く）については様式 4 による医師の診断書の添付を省略することができる。

カ 検査費用の支払いについて

知事は請求を受けたときは、その内容を審査して支払額を決定し、速やかに支払うものとする。

第3 実施に当たっての留意事項

本事業の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮すること。

第4 その他

この要領に定めのない事項及び疑義が生じたときは、関係者が協議のうえ定めるものとする。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年2月23日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

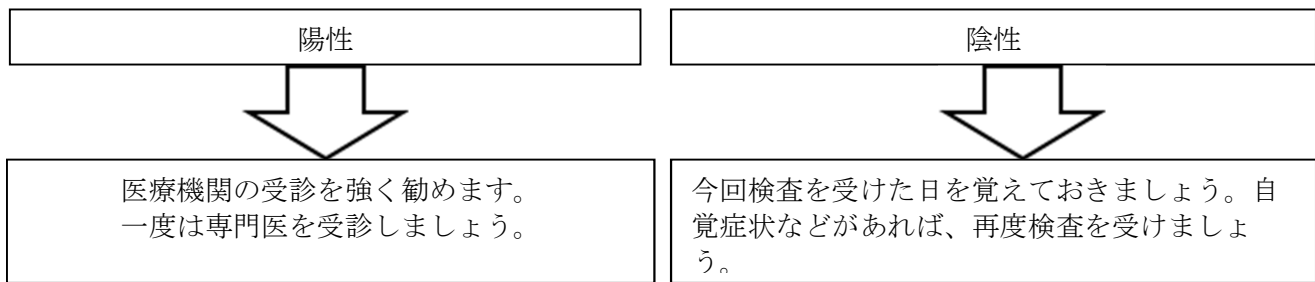
この要領は、平成29年9月12日から施行する。

別表

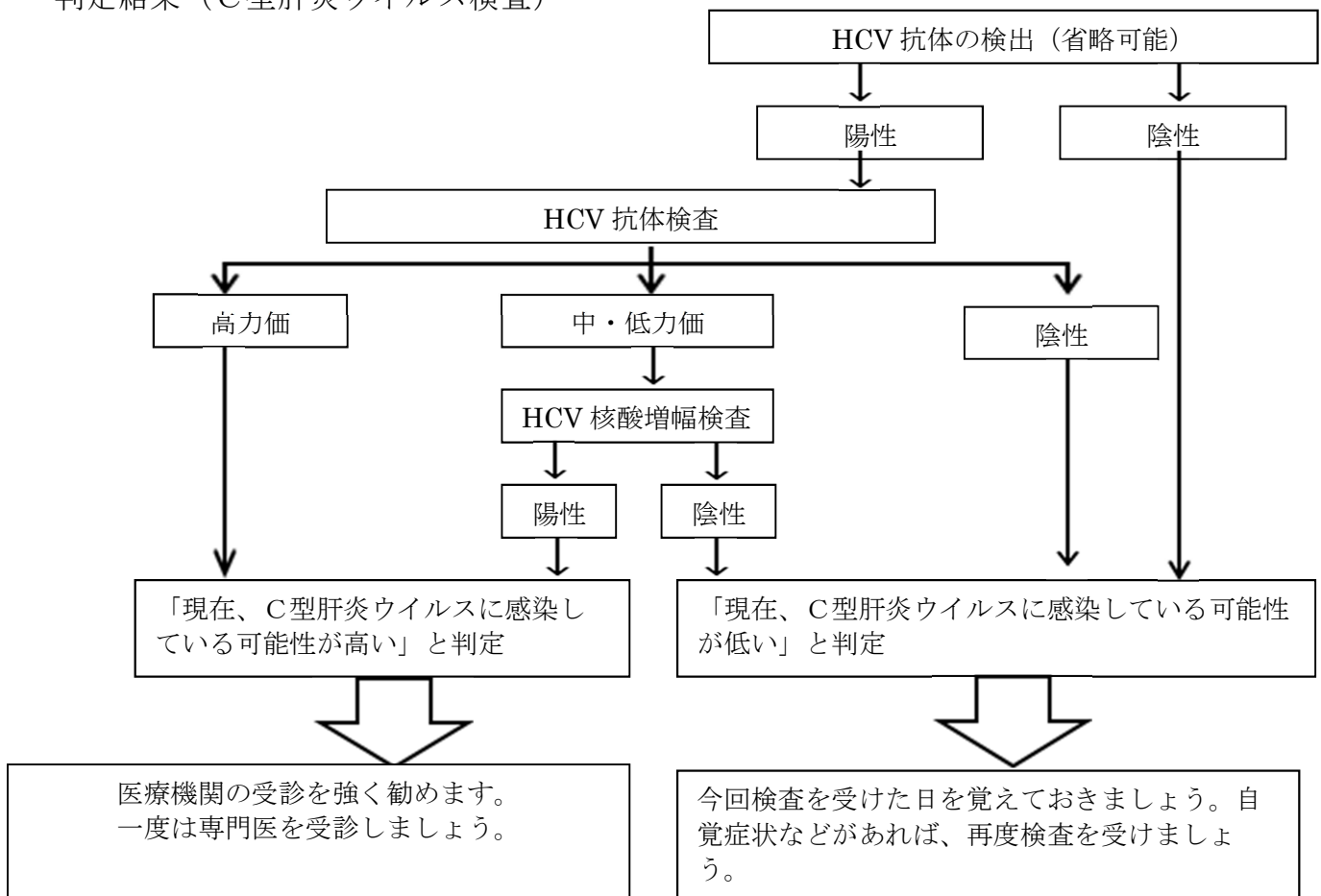
階層区分		自己負担限度額 (1回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税(所得割)課税年額が 235,000 円未 満の世帯に属する者	2,000 円	3,000 円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0 円	0 円

(別紙)

判定結果 (HBs 抗原検査)



判定結果 (C型肝炎ウイルス検査)



〈注意事項〉

HBs 抗原検査が陰性となった場合にも、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。

また、日常生活の場では、C型肝炎ウイルス (HCV) に感染することはほとんどないことがわかっています。したがって、毎年くり返して C型肝炎ウイルス検査を受けなくても、現在のところ、上図に示す手順を踏んだ検査を1回受ければよいとされています。

なお、「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定された場合でも、C型肝炎ウイルス (HCV) 以外の原因による肝炎になる可能性があること、検査後新たに C型肝炎ウイルス (HCV) に感染する場合 (きわめてまれとされています。) があること、検査による判定には限界があることなどもありますので、身体のだるさ等の症状や肝機能異常を指摘された場合などには、必ず医師に相談してください。